

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人・求職を受け付ける時の事務費用	一切申し受けません
求人・求職の申込を受理した時以降、 求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合に於いて、 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書に記載されている額) の 60% を上限とします。 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する 専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合に於いて、 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書に記載されている額) の 60% を上限とします。 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓や そのための調査・探索	着手金 100,000円 活動1日当たり 10,000円 成功報酬 職業紹介が成功した場合に於いて、 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書に記載されている額) の 60% を上限とします。 手数料負担者は 求人者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合に於いて、 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書に記載されている額) の 60% を上限とします。 手数料負担者は 求人者又は関係雇用主 とします。

上記手数料は消費税別となります。

紹介手数料の返戻金制度について

当社では、職業紹介により紹介先企業(採用者)に直接雇用された労働者(以下「採用人材」という)が、一定期間内に自己都合による退職もしくは採用人材の責に帰すべき事由により解雇となった場合(以下「退職等」という)、採用者の求めに応じて紹介手数料の一部を下記各号の通り返還するものとします。

ただし、退職等が専ら採用者の責に帰すべき事由による場合は、この限りではありません。

＜国内における職業紹介＞

1. 入社後1か月以内の退職: 手数料の80%
2. 入社後1か月を超え3か月以内の退職: 手数料の50%

＜国外における出入国管理及び難民認定法に基づく特定技能に係る職業紹介＞

1. 入社後2か月以内の退職: 手数料の100%
2. 入社後2か月を超え6か月以内の退職: 手数料の50%

以上

株式会社ショウワコーポレーション
許可番号: 33ーユー-300142

(改 R8.10.1)